

「宿泊施設若手従業員合同研修事業」に関する業務委託先募集要項

1 委託業務

「宿泊施設若手従業員合同研修事業」に関する業務

2 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 過去に同種の事業を運営した実績があり、運営についてノウハウを有する者であること。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (5) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (10) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿並びに賃金台帳を整備していること。

4 募集期間

令和元年 6 月 10 日（月）から令和元年 6 月 17 日（月）正午まで

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

金 180 万円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

人件費、通信費、交通費、物品費等の活動にかかるすべての費用を含む。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 委託金の支払条件

原則として業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(5) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、正当な理由がない限り契約時に増減することは認めない。

また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

- ② 委託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託事務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ委託者の承認を得ることとする。
- ③ 報告書提出の遅延など業務不履行があった場合には、受託者における違約金の支払い義務の発生、委託者における業務委託費の一部若しくは全部の支払い義務の解除、契約自体の解除等の措置を取るものとする。

6 応募手続等

公募に応募するものは、次に示すところにより、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当事務局（提出先）

公益社団法人京都市観光協会

受入環境整備課 桑田宛

（〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 番地 京都朝日会館 3 階）

電話：075-213-0070 Fax：075-213-1011

E-mail：kuwada@kyokanko.or.jp

(2) 各種必要書類の提出

① 提出書類及び提出部数

ア 応募資格を満たすことを証明する書類（会社案内（個人の場合は履歴書）、直近の決算書、実績を示したものの等） 1 部

イ 企画提案書（任意様式） 2 部

企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、別紙仕様書を十分理解したうえで、審査基準を参考に作成するものとする。

ウ 見積書（任意様式）

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

② 提出期限 令和元年 6 月 17 日（月） 正午（日本時間）

③ 提出場所

上記(1)に記載する担当まで、メールもしくは持参すること。

(3) 注意事項

① 失格となる企画提案書

企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

① すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

② 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

- ③ 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ すべての提出書類は返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、公益社団法人京都市観光協会において、提出書類審査により行う。

(2) 審査基準

評価項目は、次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

- ① 「若手従業員合同研修事業」に必要な人材が質・量ともに確保できているか。
- ② 本事業の主旨を踏まえ、効果的に実施するための工夫がなされているか。
- ③ 円滑に事業を運営できる体制が確保できるか。
- ④ 見積経費については妥当か。
- ⑤ 京都市をはじめとする対象施設の地域における雇用創出等の経済効果が期待できるか。
- ⑥ 仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。

(3) 通知

選定結果については、全提案者に対してメールで通知する。

(4) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議の上契約する。

なお、上記の交渉が調わなかった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において委託者と受託候補者との協議の上内容を決定する。

8 スケジュール（予定）

令和元年 6 月 10 日（月）	公募開始
6 月 17 日（月） 正午	各種必要書類の提出期限
6 月下旬	審査、委託先の決定

9 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗よく状況の確認等、事業の円滑な実施をするために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て京都市・京都市観光協会に帰属するものとする。

「宿泊施設若手従業員合同研修事業」に関する業務 仕様書

1 委託業務名

「宿泊施設若手従業員合同研修事業」に関する業務

2 業務目的

京都の文化などについての基礎知識を学習し、勤務する宿泊施設でのサービスの向上につなげていくとともに、受講者自らがカルチャースクールへの通学や京都検定などに興味をもっていただき、スキルアップを目指してもらうことを目的とする。

3 業務期間

契約の日から令和2年3月31日まで

4 業務概要

京都市内にある宿泊施設を対象に若手従業員に対する研修の企画、募集、実施、運營業務を行う

(1) 対象

原則として京都市内の営業許可取得宿泊施設（平成31年3月末時点 4,104施設）の宿泊事業者。主に若手従業員を対象。

(2) 内容

- ① 下鴨神社および周辺について観光客におすすめができることを目標とした、京都の歴史、文化についての基本的な知識を習得する講座の実施（定員20名、計2回実施）
- ② 京都の庭園について観光客に説明できることを目標とした、歴史、文化についての基本的な知識を習得する講座の実施（定員15名、計4回実施）
- ③ 文化体験学習の実施（香道）
歴史、作法などの基礎知識を講義及び実践形式で学ぶ（定員20名、計2回実施）
- ④ 文化体験学習の実施（茶道）
歴史、作法などの基礎知識を講義及び実践形式で学ぶ（定員30名、計2回実施）

(3) 周知および募集

講座内容を記載したチラシを作成し広く周知、募集する

(4) 実施および当日の運營業務

(5) 報告

業務完了時に、実施状況がわかる写真を盛り込んだ報告書を2部作成し、電子データ（PowerPoint, Excel, Word等）と共に成果物として提出すること。

5 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知りえた個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施, 成果の普及を図るため, この委託業務により生じた著作権については, げんそくとして発注者に帰属させるものとする。

(4) 留意事項

受託者が, 上記各条件に違反した場合は, 契約書の規定に基づき委託者が委託業務の一部又は全部を解除し, 委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

委託者は, 契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

(5) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は, 委託者と受託者の協議によりその解決を図るものとし, 当該協議が整わないときは, 委託者の指示するところによるものとする。

以上